

平6・11・16法務省民二第7005号民事局長通達	1184
平12・3・15法務省民二第600号民事局長通達	1104
平12・3・23法務省民二第700号民事局長通達	1111
平13・6・15法務省民一第1544号民事局長通達	1116
平14・12・18法務省民一訓第2999号法務大臣訓令	1163
平14・12・18法務省民一第3000号民事局長通達	1169
平14・12・18法務省民一第3002号民事局長依命通達	1163
平16・4・1法務省民一第850号民事局長通達	1260
平16・4・1法務省民一第851号民事局民事第一課長依命通知	1299
平16・4・1法務省民一第928号民事局長通達	1125
平16・9・27法務省民一第2664号民事局長通達	1186
平16・11・1法務省民一第3008号民事局長通達	1186
平19・5・7法務省民一第1007号民事局長通達	1189
平19・10・22法務省民一第2169号民事局民事第一課長通知	1257
平20・4・7法務省民一第1000号民事局長通達	1132
平20・4・7法務省民一第1001号民事局民事第一課長依命通知	1157
平20・5・27法務省民一第1503号民事局長通達	1161
平20・5・27法務省民一第1504号民事局長通達	1161

第一 記

第一 朝鮮及び台灣關係

(一) 朝鮮及び台灣は、条約の発効の日(昭和二七年四月二八日)から日本國の領土か

近づ平和条約(以下単に条約といふ)の発効に伴い、國籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて處理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市區町村に周知方取り計らわれたい。

(二) もと朝鮮人又は台灣人であつた者でも、条約の発効後も内地人であることは、内地の戸籍事務の辦理により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引

○戸籍主要通達

〔総則〕

平和条約の発効に伴う朝鮮人、台灣人等に関する國籍及び戸籍事務の処理

(昭和二十七年四月十九日)
法務省民事甲第438号民事局長通達

(三) き続き日本の國籍を保有する。

もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台灣人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍からの除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の國籍を喪失する。

なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍に國籍喪失の記載をする必要はない。

四

条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台灣の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台灣人が右の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(五) 条約発効後に、朝鮮人及び台灣人が日本國籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら國籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台灣人(三)において述べた元内地人を除く。)は、國籍法第五条第一号の「日本国民であつた者」及び第六条第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

第一 横太及び千島關係

横太及び千島も、条約発効とともに日本國

(六) の領土から分離されることとなるが、これら地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本國籍を喪失するものではない。

ただこれらの者は、条約発効後は同地域が

日本國の領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三 北緯二十九度以南の南西諸島 小笠原諸島 硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本國籍を喪失するものではないことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖縄その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖縄奄美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる(本月十四日附民事甲第416号本官通達参照)。